

質疑回答書

(業務名) あま市公共施設LED照明賃貸借業務

No.	区分	質疑事項	回答
1	実施要領 2-(4)	「既設照明・提案照明一覧(様式第7)」については、参加資格があると認められた者に別途配布する。」という記載がありますが、Excel等のデータでいただくことは可能でしょうか。また対象施設の電気工事図面を提供いただくことは可能でしょうか。	「既設照明・提案照明一覧(様式第7)」については、Excelデータで提供します。 図面については、参加要件を満たす事業者に提供します。 ただし、提供できる図面は当初竣工時の図面もしくは各工事の際の該当部分(施設により詳細な図面が存在しない場合があります。)のみをPDFデータにしたものとなります。
2	実施要領 2-(4)	「なお、本市の都合により、照明器具の種別及び数量の変更を行う可能性があるため留意すること。」という記載がありますが、本事業の事業者を選定された後、現地調査により本仕様と著しく照明器具の種別や数量が異なった場合には、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	照明器具の種別や数量の変更については、別途協議とします。
3	実施要領 10-(5)カ	リース料のお支払は、月額請求の毎月支払いで間違いはないでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、賃貸借開始日はグループごとに分かれる予定ですが、詳細については、別途協議とします。
4	実施要領 11	プロポーザル審査委員会のメンバー公開はございますでしょうか。	公開予定はありません。ただし、審査委員会の委員は、全て本市職員で構成しています。
5	実施要領 11-(1)	「プレゼンテーションの資料には、提案者を特定することができるような表示をしないこと。」という記載がありますが、企画提案書(正1部及び副6部)についても社名等提案者を特定することができるような記載は不可でしょうか。	お見込みのとおりです。
6	実施要領 12	犯罪収益移転防止法の対象となる契約の場合、ご担当者様の本人確認書類確認にご協力頂けますでしょうか。	協力します。

No.	区分	質疑事項	回答
7	実施要領 12-（3）ウ	入札保証金及び契約保証金について、あま市契約規則の第 12 条（2）、第 35 条（3）に該当する場合、免除の認識で間違いありませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	様式 第 1～5	各様式に記入する日付は、書類作成日を記入する認識でよろしいでしょうか。	書類作成日もしくは提出日を記載してください。
9	様式 第 2、4、5	様式第 2 グループ構成表、様式第 4 会社概要書、様式第 5 業務実績調書等に記載する施工役割会社は、リース役割会社が直接発注する元請け工事会社が対象の認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	様式 第 2	グループ構成表に記載する代表者は、愛知県内の実際に役割を担う本社又は支店を記載する認識でよろしいでしょうか。 また上記の「印」と記載のある部分はリース会社が押印するものであり、それ以外に各社の押印は不要の認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	様式 第 4	会社概要書の特記事項は、どのような事項を記載すればよろしいでしょうか。	特になければ記載不要です。
12	仕様書 5	万一、天災またはメーカー側の生産状況等により納期が間に合わない場合には、別途協議を頂くことは可能でしょうか。その際のペナルティーはありますか。	受注者の責によらない不可抗力による天災、生産及び納期等の遅延に係る対応については、本市と受注者との協議のうえ決定します。（ただし、物品においては、製造元からの遅延証明等が必要となります。）その際のペナルティーは発生しないものと考えています。
13	仕様書 8-（3）ツ	PCB 含有が疑われる器具について、保管等は対象施設でご指示いただけるのでしょうか。一旦保管となった場合は、保管方法を含め協議と考えて良いのでしょうか。	現状では、PCB を含有している安定器等の存在は把握していませんが、調査・施工時において PCB を含む安定器等が判明した場合、取扱いと費用については別途協議します。

No.	区分	質疑事項	回答
14	仕様書 8-(3) ツ	アスベスト調査書があればご教授頂けないでしょうか。	アスベスト調査はしておりません。 含有のおそれのある箇所で、みなし作業が発生する際の費用については、別途協議とします。
15	仕様書 8-(3) チ、ツ	アスベスト含有、PCB 含有が疑われる施設が分かるようでしたらご教授願いますでしょうか。	No.13、14 と同じ。
16	仕様書 8-(3) ト	公共改修最新版に補完するとありますが、照明器具の取付は現状の取付方法に準じたものと考えます。	施設の状況によって異なるため、別途協議とします。
17	仕様書 8-(4)	固定資産税について、賃貸借期間満了後に物件の所有権が発注者に移転するため、リースには含まない認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	仕様書 11-(3)	「受注者は動産総合保険に加入することとし、万が一、事故が発生した場合は速やかに損害を補填すること」という記載がありますが、動産総合保険に関しては賃貸借開始後の適用となりますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、仮使用期間中における照明器具の不具合については、不可抗力による損害など、原則受注者の責に帰さない合理的な理由がない場合は、受注者負担とします。
19	仕様書 11-(4)	「賃貸借期間満了後の器具一式は、発注者に所有権を無償譲渡すること」という記載がありますが、固定資産税に関して受注者の納付義務は免除される認識でよろしいでしょうか。	No.17 と同じ。